# よこすかカレーフェスティバル 2025 出店要領

## 【申込期限】

令和7年(2025年)2月21日(金)17時必着

昨年度から出店要領等の内容を変更しています。

<u>最後まで必ずご一読いただき</u>、

同意いただき、申込をお願いいたします。



主催者(申込先及び問合せ先)

カレーの街よこすか推進委員会事務局(横須賀市役所文化スポーツ観光部観光課内)

担当:福田

〒238-8550 横須賀市小川町 11 番地 TEL: 046-822-8294 FAX: 046-824-3277

E-mail: yokosuka-curry@city.yokosuka.kanagawa.jp

## 目 次

1	開催日中がごう(、)、(、・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
2	開催日時について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1
3	開催場所について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1
4	出店募集方法等について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1
5	出店条件等について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1
6	出店形式等について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P3
7	区分A「テント出店」の出店内容等について・・・・・・・・・P 5
8	区分B「キッチンカー出店」の出店内容等について・・・・・・・・P7
9	追加物品の申込について・・・・・・・・・・・・・・・・ P8
10	イベント中止時における出店料の取り扱いについて・・・・・・・・・P8
11	出店申込について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 9
12	出店等の決定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P10
13	出店に係る届出について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P10
14	搬入出について・・・・・・・・・・・・・・・P11
15	イベント開催可否の判断等について・・・・・・・・・・・・・P12
16	注意事項について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P12
17	近年の来場者数の実績について・・・・・・・・・・・・・・ P 17

## 1 開催目的について

横須賀市は、平成11年(1999年)に「カレーによるまちづくり」を始めて以降、「カレーの街よこすか」を推進するため各種取り組みを進めてきました。

令和7年度も引き続き、「カレーの街よこすか」のメインイベントである「よこすかカレーフェスティバル2025」を開催します。

本イベントを契機として、カレーを通じてさらに多くの都市や人との食による交流を一層深め、「日本で一番カレーの話題があふれる街」を目指します。

### 2 開催日時について

令和7年(2025年)5月17日(土)、18日(日)9:00~16:00

#### 3 開催場所について

ヴェルニー公園 (〒238-0042 横須賀市汐入町1-1)

※昨年度までの開催場所である三笠公園からヴェルニー公園へ変更となります。

## <u>4</u> 出店募集方法等について

これまで「よこすかカレーフェスティバル」を開催しておりました三笠公園(横須賀市稲岡町82)が公園リニューアル工事に伴い使用できない状況となりました。

令和7年度は、代替会場における開催とし、ヴェルニー公園(横須賀市汐入町1-1)で開催いたします。

ヴェルニー公園は、従来の会場と比べ面積が狭いため、出店者の公募は見送り、本市と交流のある都市や直近の全国ご当地カレーグランプリで入賞した団体を中心に出店の募集をしております。つきましては、貴団体は、お申込みいただいた時点で「出店決定」となります。(出店条件等を満たしている場合に限ります。)

### 5 出店条件等について

本イベントは「カレーフェスティバル」であり、カレー関連商品以外の商品が一番目立つ 形での出店はできません。

過去にはマナーを守らない出店者やイベントの趣旨から外れた商品の販売等を行う出店者が一部に見受けられました。

つきましては、ご出店いただく団体は以下の出店基準を満たしている団体等に限らせてい ただきます。

なお、保健所の指導により、出店確定前・後に販売商品の一部変更等をお願いする場合が

あります。これに応じていただけない場合には出店を取り消すことがあります。 また、出店要領等を最後まで必ずご一読いただき、同意してからお申込みください。

#### 【出店基準】

- ①地域に根差したカレー及びカレーパン等のカレー関連商品の販売・PRであるか。
- ②カレーを題材にした地域振興やそれに準ずる活動を行っているか。
  - ※市役所・商工会議所等の推薦状またはグルメコンテストなどの受賞実績等があれば 添付してください。(任意)
- ③ご当地の食材、産品を使用する場合、それがどういったものか説明があるか。
- ④一般的に誰しもが「カレー関連商品」であると認識できるものか。 (材料にスパイス等を使用しているだけでなく、しっかりと「カレー」を感じられるか。) ⑤その他
  - ・2日間出店いただけるか。(同一事業者(出店者)による2日間出店となります。)
  - 各種提出書類を期日までに提出いただけるか。
  - ・各種ルール (P12~【16 注意事項について】) やマナーを守っていただけるか。

以上の内容について、ご提出いただく出店申込書等により確認させていただきます。 これらにより、カレーフェスティバルの趣旨とそぐわないと主催者が判断した場合には、 出店をお断りさせていただきます。

また、次に該当する場合は出店できません。

イベント開催期間中、以下の事項に該当する場合は、出店を取り消します。

- (1) フリーマーケット
- (2) 鮮魚・精肉などの生鮮品の販売
- (3) 著しい臭気・騒音・振動などを発する出店内容
- (4) 刃物、薬物、火気などの危険物の販売
- (5) 引火性、爆発性、放射性危険物を持ち込む場合
- (6) 来場者の個人情報を収集することが目的とされるもの
- (7) 政治活動、選挙運動、宗教活動
- (8) 出店の権利を譲渡または転貸した場合
- (9) テント内に業務用消火器を放置することなく、火器を取り扱う場合
- (10) 知的財産権など第三者の権利を侵害するか、そのおそれがある場合
- (11) 開催運営上支障があるもの
- (12) 公園管理上支障があるもの
- (13) 公序良俗に反するもの
- (14) 法令に反するもの
- (15) その他、主催者が不適切と判断するもの
- (※) 上記の事項に該当し、出店取り消しとなった場合、出店物の撤去等にかかる費用 は、出店者の負担とします。なお、出店料は返還しません。

## 6 出店形式等について

- (1) 出店形式は、「テント出店」または「キッチンカー出店」となります。
- (2) 1団体につき、1事業者のみの出店となります。
- (3) 小間数は1小間 (テント出店の場合:テント1張り (3.6m×2.7m)、キッチンカー出店の場合:2.0m×5.0m) となります。
- (4) 出店場所については、主催者が指定します。
- (5)以下に記載の販売可能な商品はあくまで目安であり、最終的には、ご提出いただい た出店申込書等を保健所が確認します。**保健所の確認の結果、販売商品の一部変更 等をお願いする場合があります**。
- (6) いずれの場合も、生野菜は使用できません。(必ず、加熱調理してください。) また、カレー関連商品以外のごはん類の販売はできません。
- (7) 会場が変更となり、面積が狭くなることから、**コンテナ出店(複雑な調理が可能な出店)はできません**。出店者の皆さまには、多大なるご迷惑をおかけいたしますが、当方の事情をご高察賜り、何卒ご理解いただきますようお願いいたします。

区分	出店内容	出店形式	出店料 (1小間)	販売可能な商品(目安)
A	簡易調理のみ	テント (3.6m×2.7m)	6 万円	・煮る、焼く等の加熱調理作業が1 工程であり、調理工程が単純なも の。 ・調理例 煮込んだ(温めた)カレーをご飯 のうえに盛る。(トッピングはー 緒に加熱するか、現地で加工しな い既製品のみ。)
В	出店者が所有 するキッチン カーの営業許 可を受けた範 囲内の調理	キッチンカー (2.0m×5.0m)	4万円	・出店者が所有するキッチンカーで、所有するキッチンカーの営業許可を受けた範囲内で出店し、販売できます。 ・申し込み時点で、神奈川県内での営業計可書が必要です。

#### <注意事項> ※必ず、お読みください。

- (1) 会場が変更となり、面積が狭くなることから、**コンテナ出店(複雑な調理が可能な出店)はできません。**出店者の皆さまには、多大なるご迷惑をおかけいたしますが、当方の事情をご高察賜り、何卒ご理解いただきますようお願いいたします。
- (2) 区分によって、出店内容、出店形式、出店料及び販売可能な商品が異なります。出店 要領をご確認いただき、ご自身の希望する区分でお申込みください。詳細は、後述の 各区分の出店内容等についての詳細を必ずお読みください。
- (3) 出店申込書に記載いただいた内容は、変更できません。
- (4) 申込いただいた後、出店形式の変更はできません。
- (5) 申込いただいた後、提供する商品の変更はできません。
- (6) 出店申込書に記載した商品以外は、提供できません。
- (7) 開催当日は、各出店形式で販売可能な商品のみ販売が可能です。
- (8) 開催当日、各出店形式で販売可能な商品以外を販売している場合は、主催者が販売商品の是正を勧告します。是正に応じていただけない場合、当日、出店を取り消します。 また、次回以降の出店をお断りします。
- (9) 販売可能商品には一定の制限があるため、申込後、販売商品の一部を変更していただく場合がございます。
- (10) カレー関連商品以外のごはん類の販売はできません。(カレーライス以外のごはんの 提供はできません。)
- (11)「よこすかカレーフェスティバル 2025」は、本市議会において当該事業にかかる令和7年度(2025年度)予算が承認された場合に開催いたします。

## 7 区分A「テント出店」の出店内容等について

#### (1) 出店形式

テント 1張 (W3.6m×D2.7m、四方幕付)

#### (2) 出店料(1小間)

6万円

※出店決定後に、請求書を送付しますので必ず期限内にお振込みください。

#### (3) 1小間の基本仕様

①テント 1 張 (W3.6m×D2.7m 四方幕付)

②出店者名看板 1 枚 (WO. 9m×HO. 2m)

③テーブル 3台(ビニールクロス付 W1.8m×D0.6m)

④パイプイス⑤業務用消火器1本

⑥耐火ボード 1 枚 (WO.9m×DO.45m)

⑦手指消毒用アルコール (500ml) 1本

※火気器具をご使用いただく場合、業務用消火器及び耐火ボードの設置が必須となります。

※耐火ボードは、火気器具の下に敷くだけではなく、火気器具の設置場所によっては、 正面や側面にも設置が必要となります。

なお、電気を熱源とする器具(電気ウォーマー等)も対象の火気器具となります。

- ※備品の使用は、出店テント内に限ります。
- ※調理を伴う出店については、主催者の判断により、床面にブルーシートを設置します。 (無料です。)
- ※発電機の持ち込みは、会場設営の都合上、お断りしております。
- ※上記に記載の数以上に必要な物品やその他に必要な物品がある場合は、持ち込みまたは、追加での有料発注になります。追加申し込みについては、P8 【9 追加物品の申込について】をご確認ください。

#### (4)取り扱い可能な食品について

#### ①基準

- ・1つの鍋で煮込むだけ、1つの鉄板で炒めるだけのように、1工程の加熱調理のみであり、提供まで高温の状態を保てるもの。加熱調理後、冷ますものや放置するものは控えること。
- 野菜や肉等の下処理は衛生的な施設(自宅不可)で行うこと。
- ・薬味等のトッピングは、一緒に加熱するか市販品のみとすること。
- ・揚げ物類をトッピングすることや、盛り付けにあたって型を用いる行為等は簡易

な調理とみなしません。

②取り扱い可能な食品の例(食材等により制限があります。)

カレーライス(※1)	温そば	温うどん	
焼きとり(※2)	焼きそば	ホットドッグ(※3)	
フライドポテト	かき氷(※4)		

- ※1 カレーライスは当日調理した出来立てのカレー、または衛生的な施設で調理し、瞬間冷凍したものを現地で再加熱したカレーをご飯にかけて提供すること。カレー関連商品以外のごはん類の販売はできません。(カレーライス以外のごはんの提供はできません。)
- ※2 焼きとりなどの肉串は、市販の加熱調理品を仕入れ、現場で十分再加熱する こと。
- ※3 食材は加熱調理をすること。生野菜は使用不可。
- ※4 かき氷にかけることが可能なものは、市販のシロップのみです。また、使用 する氷は市販品を使用してください。

## 8 区分B「キッチンカー出店」の出店内容等について

#### (1) 出店形式

キッチンカー 1区画 (2.0m×5.0m)

#### (2) 出店料(1小間)

4万円

※出店決定後に、請求書を送付しますので必ず期限内にお振込みください。

#### (3) 出店条件等

- ①出店者自身が所有するキッチンカーによる出店となります。
- ②神奈川県内での食品衛生法に基づく自動車による移動食品営業許可(営業許可証)が必要です。出店申込の時点で営業許可をお持ちでない場合は、キッチンカーで出店いただくことはできません。
  - ※営業許可は有効期限内である必要があります。
  - ※令和3年6月1日以降に、神奈川県内で食品衛生法に基づく自動車による移動食品営業許可を新たに受けた営業車は、県内の自治体で営業を認めあう運用を開始したことから、神奈川県全域で営業可能となりました。
- ③出店者が所有するキッチンカーの営業許可を受けた範囲内で、食品の販売が可能です。ただし、カレー関連商品以外のごはん類の販売はできません。(カレーライス以外のごはんの提供はできません。)
- ④搬入できる車両は、1区画につき1台です。
- ⑤場所の指定はできません。
- ⑥備品の貸し出し等はいたしません。必要な物品がある場合は、追加での有料発注となります。有料発注については、P8 【9 追加物品の申込について】をご確認ください。
- ⑦営業に当たって床面を汚すことがないようお願いします。床面を汚す可能性がある場合は、床面にブルーシート等を設置してください。万が一汚した場合は、必ず出店者の責任で原状回復(清掃等)してください。
- ⑧発電機の持ち込みについては、事前に主催者に申し出てください。その際、発電機の容量(サイズ)をお知らせください。また、持ち込みの発電機を使用する場合も、1 区画(2.0m×5.0m)内で営業するようお願いします。

#### (4)保健所への届出について

保健所への届出にあたって、食品衛生法に基づく自動車による移動食品営業許可証の写しの提出をお願いいたします。

出店申込書等と併せて、食品衛生法に基づく自動車による移動食品営業許可証の写し のご提出をお願いいたします。

## 9 追加物品の申込について

物品の追加発注が必要な場合は、**設営等委託事業者へ直接ご注文いただきます**。(**発注方法等は、後日お知らせします**。)

追加物品に係る費用は、出店者の負担となります。

なお、物品によっては、手配にかかる日数等の都合上、ご希望に添えない場合がございますので予めご了承ください。

また、200V 動力電源については、今年は会場の都合上ご用意できません。ご迷惑をおかけいたしますが、ご理解の程よろしくお願いいたします。

【参考】追加物品の費用の目安(※価格は目安であり、状況により変動します。)

物品名	金額(税抜)	物品名	金額(税抜)
2重コンロ	3,500円	耐火ボード (900×450)	1,200円
3重コンロ	4,500円	パイプイス	300 円
業務用消火器	3,000円	テーブル(1,800×600)	1, 200 円
100V 電源(1500W)	6,000円	テーブル (1,800×600) テーブルクロス (1,800× 600)	500 円
ガスボンベ(10kg)	8,500円		

## 10 イベント中止時における出店料の取り扱いについて

#### (1) 荒天等により2日間とも全く開催されなかった場合

開催に向けて準備等に要した諸費用を精算し、主催者と出店者との按分により算出した金額を、出店者へ返金します。

#### (2) 荒天等により1日間の開催だった場合

出店料の返金はありません。

## 11 出店申込について

#### (1) 申込方法

- ①(2)に記載の提出書類に必要事項を記載のうえ、メールまたは郵送にてお申し込みください。(FAX での申込は受け付けません。)
- ②出店申込書の「(4)提供商品情報」に記載いただいた商品が、イベントチラシに掲載するメイン商品となります。
- ③出店申込書と併せてご提出いただく、「販売するカレー商品の写真」(1枚)は、出店申込書の「(4)提供商品情報」の商品写真としてください。ご提出いただいた商品写真をチラシ等の広報媒体に掲載します。出店申込(写真の提出)をもって、広報媒体に掲載することに同意したとみなします。
- ④出店申込書の(4)提供商品情報の説明文は、チラシに掲載する場合があります。チラシに掲載することを想定し、簡潔にメニューの説明文を記載願います。
- ⑤出店申込書に記載いただいた内容は、変更できません。

#### (2)提出書類

- ①「よこすかカレーフェスティバル 2025」出店申込書
- ②販売するカレー商品の写真(1枚)(JPEGファイル)
- ③自動車による移動食品営業許可証の写し(キッチンカー出店の場合)
- ※この出店要領も含め、各書類は以下のホームページからもダウンロードができます。 https://www.cocoyoko.net/index.php?prev=1&d=gourmet&p=curry-shutten.html



(3)申込先(主催者)及び申込期限※郵送またはメールにて申込(FAX 不可)

カレーの街よこすか推進委員会事務局(横須賀市役所文化スポーツ観光部観光課内) 担当:福田(TEL:046-822-8294 FAX:046-824-3277)

①【メールによる申込先】

yokosuka-curry@city.yokosuka.kanagawa.jp

②【郵送による申込先】

〒238-8550 神奈川県横須賀市小川町11番地 横須賀市観光課 福田あて

③申込期限

令和7年(2025年)2月21日(金)17時 必着

#### (4) 申込確認

申込受付後、主催者から受付確認票をメールにて送付します。受付確認票が送付されない場合、受付が完了しておりませんので、必ず主催者(TEL:046-822-8294)までご連絡ください。

## 12 出店等の決定について

- (1) 出店決定通知等の送付は3月中旬を予定しています。
- (2) 出店場所については、区画や申込数、出店内容を考慮し、主催者にて決定させていた だきます。出店場所の希望は受けることができませんので、予めご了承ください。

【今後の主なスケジュール(予定)】

2月21日(金)17時まで	出店申込期間
3月中旬	出店決定通知等送付
4月下旬~5月上旬	出店の手引き等送付
5月17日(土)、18日(日)	よこすかカレーフェスティバル 2025 開催当日

## 13 出店に係る届出について

(1) 飲食に係る保健所への届出について

保健所への申請手続きは、主催者で一括して行います。

キッチンカー出店の場合、出店申込書等と併せて、食品衛生法に基づく自動車による 移動食品営業許可証の写しをご提出願います。

(2) 酒類販売に係る税務署への届出について

缶・ビン等、封をしたものを販売する出店者については横須賀税務署への届出が必要になります。開催の10日前(令和7年(2025年)5月7日(水))までに必ず手続きを完了してください。過去開催のカレーフェスティバルで税務署の査察が入り、注意を受けていますので、該当がある場合は、必ず各出店者自身で対応してください。

なお、届出に関するお問い合わせ先は次のとおりです。

①お問い合わせ先

横浜中税務署 酒類指導官 代表番号:045-651-1321

②国税庁ホームページ「お酒に関するQ&A(販売免許関係)」

https://www.nta.go.jp/taxes/sake/qa/03b/09.htm



③国税庁ホームページ「期限付酒類小売業免許届出について」

https://www.nta.go.jp/taxes/sake/menkyo/tebiki/kourigyou2016/index.htm



## 14 搬入出について

搬入出の詳細につきましては、出店確定後にあらためてご案内いたします。

なお、主催者が指定した搬入出日時の変更はできません。

また、搬入・搬出作業の際、主催者による台車等の貸し出しはありません。

イベント2日目の搬出時、会場内にヤマト運輸株式会社の荷物返送用の受付テントを設ける予定です。

#### (1)搬入日時(予定)

イベント前日(5月16日(金)13時~16時30分)

イベント1日目(5月17日(土)7時~8時30分)

イベント2日目(5月18日(日)7時~8時30分)

- ※上記の時間帯で、出店者ごとに時間差での搬入となります。
- ※主催者が指定した搬入時間については変更できません。

#### (2)搬出日時(予定)

イベント1日目終了時(5月17日(土)16時15分~17時30分)

イベント2日目終了時(5月18日(日)16時15分~17時30分)

- ※上記の時間帯で、出店者ごとに時間差での搬出となります。
- ※主催者が指定した搬出時間については変更できません。

#### (3) 搬入方法

#### ①宅配便の場合

イベント前日(5月16日(金)16時まで)に届くように、イベント会場の各ブース へ送付してください。

※受領は出店者ご自身でお願いいたします。主催者の代理受領は行いません。

#### ②車両の場合

車両による搬入の際、会場に入る車両数は、1事業者につき、車両1台でお願いいた します。(複数台でお越しいただいても会場に入場できません。)

指定された時間内であれば、何度でも車両の出し入れが可能です。その際も、1事業者につき、車両1台でお願いいたします。

2 t 以下の大きさの車両は会場内へ入ることができます。(車幅等により、公園内奥まで進めない場合があります。)

2 t を越える大きさ(2 t ~ 3 t 程度)の車両は、公園内奥まで進むことはできません。ヴェルニー公園いこいの広場に一時駐車して、荷物を降ろしていただきます。また、4 t 以上の車両は、公園に進入することはできません。

公園内では、必ずハザードランプを点灯し、最徐行(時速 10km 以下)にて走行してください。

#### (4) ヴェルニー公園への車両入場方法

ヴェルニー公園は右折での入場はできません。J**R横須賀駅前で転回し、ヴェルニー** 

**公園前信号を左折して入場**してください。(詳細は、4月下旬以降に送付する出店の手引きにてお知らせいたします。)

#### (5) 駐車場について

出店者用駐車場のご用意はありません。出店者各自の負担で、近隣の駐車場をご利用 いただくこととなりますので、予めご承知おきください。(大型車も同様となります。)

## 15 イベント開催可否の判断等について

本イベントは諸般の事情により、急遽、開催内容を変更・中止する場合がありますので、 予めご承知いただきますようお願いいたします。

#### 16 注意事項について

#### ◎イベント全般に関すること

- (1)「出店申込書」等の記載内容については、主催者より随時確認させていただくことがありますのでご了承ください。なお、出店内容等が出店要領に則っていないと判断した場合は、申し込みを取り消します。
- (2) 出店決定後、出店内容により官公庁の許可が必要な場合には、出店者において対応していただき、許可証などの写しを事務局にご提出ください。
- (3) 出店者は、自社のテント、キッチンカー区画の一部または全部を有償無償にかかわらず、第三者または他の出店者に転貸、譲渡、交換業務委託など(以下「名義貸し」という。) はできません。
- (4) キッチンカーによる出店を除き、車両を使用した出店はできません。(主催者が認めた場合を除きます。)
- (5) 来場者へゴム等の風船(ヘリウム等を使用し空中浮揚する風船)を販売・プレゼント することや、ペットの持ち込みは禁止です。
- (6) 出店決定後(開催日含む)において、出店内容・出店資格などが出店要領に則っていない、または「出店申込書」等の内容と相違していると判断した場合は、出店内容の変更を指示します。申し込みと異なる品物、サービスを扱わないでください。その場合、次回以降の出店申し込みを受け付けません。
- (7) 主催者は、次の団体に対して申込みまたは出店決定を取り消すとともに、次回以降の出店申し込みを受け付けません。
  - ア 虚偽の出店申込を行った団体等
  - イ (3)による「名義貸し」行為に関係した団体等
  - ウ (5) による変更の指示に対応しない団体等
  - エ 主催者・運営事務局の指示に従わない団体等
  - オ 上記ア〜エに類する行為をした団体等
  - カ 暴力団員等や暴力団経営支配法人等、その他反社会的勢力等に該当する団体等

キ 暴力団員等と密接な関係を有する者が経営等に事実上参加している団体等 ※暴力団員等とは

暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。

#### ※暴力団経営支配法人等とは

法人その他の団体でその役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該団体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。)のうちに暴力団員等に該当する者があるもの及び暴力団員等が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有するものをいう。

#### ◎設営・撤去に関すること

- (8) ブース内で臨時回線、ガス (ガスボンベ除く)、水道を個別で使用する場合については、主催者では取り扱いません。主催者と事前に協議のうえ、出店者にてご手配ください。
- (9) 会場設営・安全管理の都合上、発電機の持ち込みはできません。(キッチンカーによる出店を除く。)
- (10) 台風等による強風、強雨以外の雨天時は、原則開催となります(小雨決行)。出店者は雨天時でも対応できるよう準備をしてください。
- (11) 平成 26 年に横須賀市火災予防条例が改正され、多数の者が集合する催しに際して対象火気器具等を使用する場合は、消火器の準備をすることが義務付けられました。対象火気器具を使用する場合には、消火器及び耐火ボードの設置が必要となります。なお、電気を熱源とする器具(電気ウォーマー等)も対象火気器具となります。また、ガスボンベ1本につき1ガス器具の使用としてください。イベント当日は、消防署による立会検査がありますので、団体責任者が立ち会ってください。また、指摘があった場合は速やかに是正し、指示等に従ってください。従っていただけない場合は、出店を取り消します。
  - ※消火器は、対象火気器具等を使用する1露店に対して、使用期限内の業務用消火器が1本必要となります。(水バケツ、エアゾール式消火器具及び住宅用消火器は、 業務用消火器とみなされません)
- (12) 出店ブースの看板装飾等については、強風などで危険な場合、主催者の求めに応じて、看板装飾等を取り下げてください。また、看板装飾等の取り付け、取り外し作業においては、周囲の安全を確認して行い、イベント開催中においては、看板装飾等により来場者等に危険がないように管理してください。

(看板装飾等の管理不備等によって生じた損害については、当該出店者の責任において解決するものとし、主催者は一切の責任を負いません。)

当日の出店ブースにおける掲示物や装飾品は、カレー関連商品以外の商品が一番目

立つことのないようにしてください。

- (13) 搬入時の運営事務局の現場確認及びブース撤収時の運営事務局による原状復帰の確認に立ち会ってください。5月18日(日)撤収作業完了後、本部テントにお声がけください。運営事務局のブース確認完了後、お帰りいただきますようお願いいたします。
- (14) テント及び貸与物品の汚損及び破損があった場合は、弁償費用を請求します。
- (15) 出店者自身が持参した備品について、会場に忘れることがないよう十分注意してください。
- (16) レンタルした備品は、絶対に持ち帰ることがないよう十分注意してください。
- (17) 会場内のトイレ、側溝、植え込み、海などに、水や食材を絶対に流さない(捨てない)でください。
- (18) 会場内に出店者にて共同でご利用いただける仮設シンクをご用意いたします。こちらで調理器具等を水で洗い流すことが可能です。**廃油、カレー、スープ等の残り物は絶対に仮設シンクに流さないでください。不適切な使用が確認された場合、出店を取り消します。また、次回以降の出店をお断りします。**

#### ◎食品衛生に関すること

- (19) 出店申込書に記載いただいた商品以外は提供できません。
- (20) 提供する食品は、すべて十分加熱してください。
- (21) 食品を提供する従事者は、清潔な帽子、エプロンを着用し、長い髪は結ぶなど衛生管理にご注意ください。特に提供する食品の衛生面については、食中毒や異物混入等のないよう細心の注意を払ってください。
- (22) 食品を取り扱いますので、出店者自身で、食中毒等の保険やイベント保険等に必ず加入してください。
- (23) カレーは思いのほか傷むのが早いという事実があります。保健所からは、「当日朝に調理して、絶えず加熱し続け、冷めないうちに提供するのが最も事故の確率が低く、それ以外のどの方法もそれよりリスクは高まる。」との指導を受けています。各出店者の責任において、十二分に注意を払い、調理(製造)及び保管を行ってください。(カレー以外の商品についても、同様に十二分に注意してください。)

#### 【ウェルシュ菌】

カレーでよく発生するウェルシュ菌は、猛烈に増殖し、食中毒を起こします。ウェルシュ菌が最も増殖する温度は、43度から47度と言われています。

ブースに持ち込んだ後は、常温保存を避け、ガス・保温ジャー等で絶えず加熱し続け、 ウェルシュ菌の発生を防止してください。

- (24) イベント開催日(各日)の朝、カレールーがウェルシュ菌の発生しやすい温度帯でないかどうか(絶えず加熱し続けているかどうか)確認します。運営事務局が「カレールーの検温」及び「カレールーの検食」を行います。必ずご協力いただきますようお願いいたします。
- (25) 保健所の衛生検査には、必ず立ち会ってください。

- (26) イベント開催中に発生したゴミに関しては、会場内にゴミコンテナを設置していますので、きちんと分別をして持ち込んでください。なお、会場内で処理できないゴミについては、各自処理をお願いします。(別添の「ゴミの出し方についてのお願い」を参照してください。)
- (27) 必ず主催者が指定した時間までに、会場内(保冷車等含む)から物品および食材などを搬出してください。なお、指定した時間以降に会場内(保冷車等含む)に残っている物品および食材等につきましては、廃棄させていただきます。
- (28) カレーライスを提供する場合の炊飯米は、各出店者にて手配をお願いいたします。市内の炊飯米業者等の情報は、4月下旬以降にお送りする「出店の手引き」にてお知らせいたします。

#### ◎出店ルール・マナーに関すること

- (29) テントからはみ出しての出店(荷物をテント外に置く等)など来場者の通行の妨げとなる行為や、来場者に不快を与える行為(飲酒しながら営業、刺青・タトゥーを見せびらかす、過度の肌の露出等)、公園施設の破損、その他主催者が不適切であると認めた場合、当日の出店を中止させていただき、次回以降の出店申込みをお断りします。なお、これによって生じた損害について、主催者は一切その責任を負いません。また、出店者の行為により事故等が発生した場合は、当該出店者の責任において解決するものとし、主催者は一切の責任を負いません。
- (30) 飲食ブースでは、異物混入を防止するため、指輪等のアクセサリー類は外し、脱落 の恐れのある、つけまつげやネイルデコレーション等は控え注意を払ってくださ い。また、香りの強い、香水や整髪料の使用は控えてください。
- (31) ブース内に運営スタッフ以外の人員(こども等)は入らないでください。
- (32) ブースに行列ができた際は、各出店者の責任にて、行列の整理及び誘導を行ってく ださい。
- (33) イベント終盤で行列ができた場合には、最後尾のお客様に商品を提供できない等の トラブルを避けるため、食数管理及び声かけを徹底してください。
- (34) 来場者に対してアンケート調査を実施する際、アンケートの範囲に個人情報(氏名、住所、電話番号、メールアドレス、年齢、生年月日など)が含まれている場合は、アンケート調査票内に「調査目的」、「個人情報の使用及び取扱い方法」などを必ず明記するようにしてください。また、配布する際に十分に説明を行い、取り扱いには特に注意してください。
- (35) 来場者に対してアンケート調査を実施する際、ノベルティとしてプレゼントを配布する場合は、必ず事前に主催者に配布物の内容を連絡してください。
- (36) 会場内では所定の喫煙場所以外での喫煙を禁じます。ブース内での喫煙も厳に禁じます。
- (37) 主催者等が提出依頼をした書類については、期限内に必ず提出してください。また、主催者等が緊急連絡をする場合がありますので、確実に連絡を取れるようにし

てください。

- (38) 原則、イベント開催時間のあいだはブースを閉めることがないようにし、やむを得ずブースを閉めなければならない時は、主催者等に必ず伝えてください。
- (39) 商品提供時は、可能な限り環境に配慮した容器等の使用にご協力をお願いします。

#### ◎その他イベントに関すること

- (40) 主催者は、管理者としての注意をもって会場全般の管理に努めますが、各出店物などの管理は出店者が責任を負うものとし、主催者は出店物の盗難、紛失、火災、損傷(風雨によるものを含む)などの損害に対して補償の責任を負いません。
- (41) 損害賠償等について 出店者が会場や他の出店者のブース、設備並びに人身等に損害を与えた場合、賠償は 出店者の責任において行うものとします。
- (42) イベント終了後、後日アンケートを実施しますので、必ずご協力をお願いします。

### ◎衛生対策について

- (43) イベント開催期間中は、以下の感染症対策を行ってください。
  - ①食品を扱うスタッフは常時マスクを正しく着用してください。
  - ②手洗いや手指、使用物品等のアルコール消毒をこまめにしてください。
  - ③金銭の受け渡しは、トレー等を使うなどして手指が直接触れないようにしてください。
  - ④テント内は適宜換気するようにしてください。
  - ⑤テント内が密集状態にならないよう、人数の配置等の調整をお願いします。
  - ⑥従事者の食事は、出店テントの外で取ってください。
  - (7)可能な限りテイクアウトやキャッシュレスの対応にご協力をお願いします。
  - **⑧その他、主催者が指示した感染対策を実施してください。**
  - ⑨イベント当日、以下の項目に当てはまる方は参加をお控えください。
    - ・体温が37.5度以上、または発熱症状
    - ・強い倦怠感
    - ・咳、のどの痛み、息苦しさ
    - ・味覚、臭覚の異常
    - ・その他、風邪の症状や体調不良など

## 17 近年の来場者数の実績について

開催年度	来場者数(2日間)
平成 27 年度	51,000 人
平成 28 年度	57,000 人
平成 29 年度	52,000 人
平成 30 年度	53,000 人
令和元年度	65,000 人
令和2年度	中止
令和3年度	中止
令和4年度	26,000 人
令和5年度	47,000 人
令和6年度	51,000 人

※新型コロナ対策のため縮小開催